

鹿屋市肉用牛導入事業基金条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市肉用牛導入事業基金条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第2条中「する者」の次に「（以下「貸付申込者」という。）」を加える。

第6条中「貸付対象者」を「貸付決定通知を受けた者（以下「貸付者」という。）」に改める。

第7条第1項中「家畜を貸付決定通知を受けた者（以下「貸付者」という。）」を「貸付家畜を貸付者」に改め、同条第2項中「責」を「責め」に改め、同条第3項中「600,000円」を「1頭当たり60万円」に改める。

第8条第2号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第83条第3号」を「第97条第2項」に改め、同条第3号及び第4号中「導入家畜」を「貸付家畜」に改め、同条第6号中「飼養計画書」を「飼養計画」に改める。

第9条第1号中「失そう」を「失踪」に改める。

第13条中「家畜の」を「貸付家畜の」に、「、貸付家畜」を「は、当該貸付家畜」に改める。

第16条中「返納」を「返還」に改める。

第17条中「導入家畜」を「貸付家畜」に、「失そう」を「失踪」に、「当該家畜」を「当該貸付家畜」に改める。

別記第5号様式中「鹿屋市長」と貸付者は、鹿屋市長」を「鹿屋市と貸付者は、鹿屋市」に改め、同様式第1条から第7条までの規定中「鹿屋市長」を「鹿屋市」に改め、同様式第8条第2項中「極度額600,000円」を「1頭当たり極度額600,000円」に改め、同様式第9条中「鹿屋市長」を「鹿屋市」に改め、同様式中「作成し、鹿屋市長」を「作成し、鹿屋市」に、

「
鹿屋市共栄町20番1号

「鹿屋市長 図」を 鹿屋市 に改
代表者 鹿屋市長 図
」

める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。